

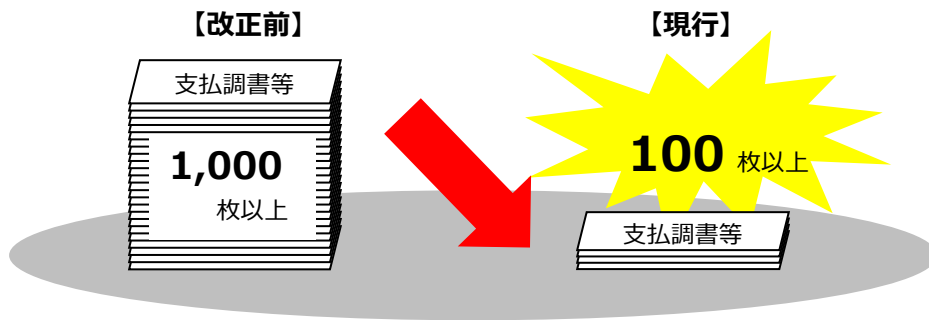
エルタックス eLTAX 又は 光ディスク等 による 提出基準について

前々年（R4年）の源泉徴収票の提出枚数が「**100枚以上**」の場合、eLTAX 又は光ディスクによる提出が必要です。

- 国税における支払調書等の電子提出（e-Tax・光ディスク等）の提出義務基準引き下げに伴い、地方税における給与支払報告書等の電子提出（eLTAX・光ディスク等）の提出義務の判定基準となる「その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数※」が「100枚以上」に引き下げられました。

※支払調書等の枚数・・・給与支払報告書にあっては、所得税に係る給与所得の源泉徴収票の枚数

- この改正は、令和3年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書について適用されます。



[提出義務の判定例]

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
＜税務署＞ 給与所得の源泉徴収票 90 枚	＜税務署＞ 給与所得の源泉徴収票 110 枚	＜税務署＞ 給与所得の源泉徴収票 110 枚 ⇒義務あり	＜税務署＞ 給与所得の源泉徴収票 95 枚 ⇒義務なし
		＜市町村＞ eLTAX・光ディスク等 提出義務なし	＜市町村＞ eLTAX・光ディスク等 提出義務あり

令和5年の提出分の基準年である令和3年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚未満のため、電子データ又は紙のいずれの方法でも提出が可能。

基準年である令和4年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上のため電子データでの提出が必要。

お問い合わせは、佐伯市役所税務課市民税係（TEL0972-22-4501）まで